

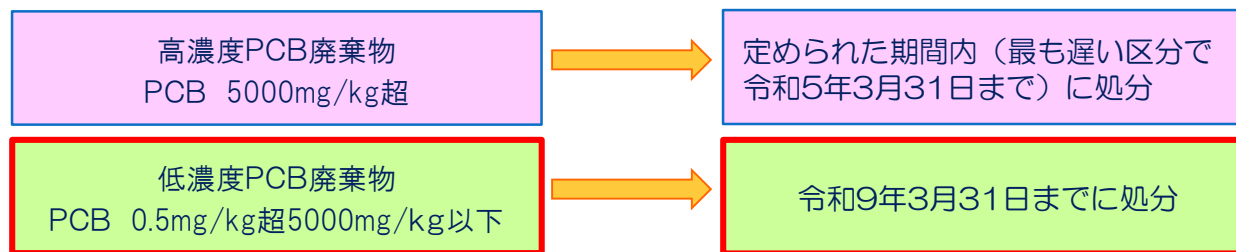
塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理等について

課題

- 過去に一部の塗料にPCBが可塑剤*として添加されていたこともあり、塗膜くずからPCBが検出されることがある
- PCBを含む塗膜くずは、政令で定める期限までの処分が義務づけられている
- 今後の全国的な状況調査の結果によっては、対象塗膜の期限内処分の可否、高額な処理費用の負担等が、大きな課題となることが懸念される

*可塑剤：ある材料に柔軟性を与えたり、加工しやすくするために添加する物質

高濃度PCB含有塗料 昭和41(1966)年～昭和47(1972)年1月に製造された塩化ゴム系塗料



関連通知 平成30年11月28日「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について」
環境省 環境再生・資源循環局 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長
→ 各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

令和元年10月11日「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について」
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課長 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 連名
→ 各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長

要望

- 塗膜に含まれる低濃度PCBの含有濃度基準について、最新の知見等及び安全性確保の視点を持ちつつ、見直しを図ること【要望事項(1)】
- 処理対象塗料(膜)の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、塗膜除去にかかる工事費、PCB含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること【要望事項(2)】
- 塗膜に含まれる低濃度PCBの廃棄物については、その処分量を踏まえた処分期限とすること【要望事項(3)】